

令和2年度第1回府中市地域公共交通活性化協議会

表 決 書

府中市地域公共交通活性化協議会事務局
(府中市建設部都市デザイン課) 行

令和2年度第1回府中市地域公共交通活性化協議会の議案について次のとおり
表決します。

(※ 該当する項目に○印を記入してください)

第1号議案	承 認	不承認
第2号議案	承 認	不承認
第3号議案	承 認	不承認
第4号議案	承 認	不承認
第5号議案	承 認	不承認
第6号議案	承 認	不承認
第7号議案	承 認	不承認

令和 年 月 日

府中市地域公共交通活性化協議会

委 員 印

令和2年度

第1回府中市地域公共交通活性化協議会

議案

令和2年5月

目次

第1号議案 令和元年度活動報告……………	1
(議案集・第1号議案参考資料『府中一上下線・循環バス利用者データ』参照)	
第2号議案 令和元年度決算報告……………	7
(議案集参照)	
第3号議案 令和2年度活動計画(案)……………	9
(議案集参照)	
第4号議案 令和2年度予算(案)……………	13
(議案集参照)	
第5号議案 令和2年度地域内フィーダー系統確保維持計画(案)……………	15
(議案集・第5号議案参考資料参照)	
第6号議案 生活交通改善事業計画(案)……………	17
(議案集・第6号議案参考資料参照)	
第7号議案 府中市地域公共交通活性化協議会規約改正(案)……………	19
(議案集・第7号議案参考資料参照)	

第 1 号議案 令和元年度活動報告

1. 府中市地域公共交通活性化協議会の開催

【第 1 回】令和元年 5 月 2 7 日（月）午前 1 0 時 0 0 分～

第 1 号議案 平成 3 0 年度事業報告

第 2 号議案 平成 3 0 年度決算

第 3 号議案 令和元年度事業計画（案）

第 4 号議案 令和元年度予算（案）

第 5 号議案 地域内フィーダー系統確保維持計画（案）

【第 2 回】令和元年 8 月 5 日（月）午前 1 0 時 0 0 分～

第 1 号議案 協和・中須地区実証実験について

第 2 号議案 循環バス左まわり新車導入における
移動円滑化基準適用除外認定申請について

【第 3 回】令和元年 9 月（書面開催）

第 1 号議案 地域内フィーダー系統確保維持計画について

【第 4 回】令和元年 1 2 月（書面開催）

第 1 号議案 令和元年（平成 3 1 年）度地域公共交通確保維持改善計画事業評価（案）
について

【第 5 回】令和 2 年 1 月 2 3 日（木）1 4 時 0 0 分～

第 1 号議案 中須地区乗合タクシー実証実験について

第 2 号議案 協和地区自家用有償運送の実施について

2. 公共交通の利便性向上および利用促進に向けた取組

(1) 情報通信技術を活用した次世代公共交通の取組み

(網形成計画施策：9-2、11 将来施策：1、2)

鉄道やバスの幹線系統から離れ公共交通機関の利便性が低い協和地区・中須地区を対象に、タクシー車両を用いた乗合タクシーの実証実験を行った。この実験では、令和元年9月に連携協定を結んだ「MONET Technologies 株式会社」が提供する配車システムを活用し、地域の移動需要や効率的な走行経路等のデータを収集し、地域に適した交通機関の在り方を検証した。

○協和地区実証実験「協和地区おでかけタクシー」

【概 要】

- ・期 間 令和元年9月17日～12月27日
 - ・地 区 府中市協和地区（阿字町・木野山町・行滕町・斗升町）全域
 - ・運行日 毎週2回（火・金）
 - ・便 数 予約に応じて1日最大8便
 - ・対象者 対象地区内で事前に乗車登録を済ませた420名（実験終了時）
 - ・停留所 67か所（地域拠点3ヵ所&利用者の自宅付近64ヵ所）
- ※MONET のシステムによって停留所同士を効率的に結ぶ経路を割り出し、利用者へ送迎の時間を伝達した。

【結 果】

- ・利用者 40名（試乗会の乗客含む）
- ・運行便数 20便（ “ ）

【展 開】

- ・協和地区における移動手段の確保については、令和2年4月から、地域の活動団体である「協和元気センター」が自家用有償旅客運送を実施。

○中須地区実証実験「あいのり号」(継続中)

【概要】

- ・期 間 令和2年3月 2日～8月31日
※令和2年2月17日～2月28日(無料お試し乗車期間)
- ・運行日 週5回(月～金曜日、ただし祝日を除く)
- ・便 数 予約に応じて1日最大9便
- ・対象者 府中市民で事前に予約登録を済ませた者
※令和2年4月30日現在169名(スマホ登録者10名)
- ・停留所 29ヵ所(中須町内26ヶ所&市内公共施設3ヵ所)
- ・スマートフォンによる予約登録体制を整備し、予約受付や送迎時間を伝達する労力の省力化を図った。

【経過】

- ・無料お試し乗車期間 利用者10名 運行6便
- ・有償運行期間(4月30日現在) 利用者7名 運行7便

新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり利用が伸び悩んでいる現状ですが、地域の交通機関を確保する観点から当初の期限である8月31日まで、実証実験を継続するものとします。

実験期間延長等の措置については、今後、本協議会での審議を検討しております。

(2) ぐるっとバス(左まわり)新規車両導入に向けた支援

ぐるっとバス(左まわり)において利用者から要望があった、乗降時の負担軽減となる電動ステップや運賃支払いをスムーズにするためのICカード対応両替機を新たに設置した新規車両導入に際し、支援を実施。

- ・10月26日(土) 運行開始
- ・車種 ハイエースコムーター(トヨタ自動車)
- ・特徴 ICカード対応採算両替機、手すり、電動ステップを設置
- ・両替機設置のため定員13名→11名(乗務員含む)に変更
- ・循環バス左まわり路線のIC化により、市内の全路線バスで交通系ICカードが使用可能となった。

(3) 循環バスや路線バスの利用意識向上に向けた取組み

(網形成計画施策:12)(参考資料・利用者データ参照)

○府中一上下線ワンコインバス制度の実施

【対象路線・区間・料金】

対象路線	区 間	上限金額
道の駅びんご府中-上下駅前線	全区間	500円

小人については、全区間を通じて500円に達しないため適用しない。

○路線バスデコレーション企画の実施

【循環バス右まわり】

- ・セタデコレーション企画

実施日 : 6月13日

実施団体: たんぽぽ園保育所(府川町)

園児の保護者を対象に無料乗車券を配布し、53名の利用がありました。

バス運行期間: 6月14日から7月6日

- ・クリスマスデコレーション企画

実施日 : 11月27日

実施団体: 府中市立広谷保育所(広谷町)

バス運行期間: 11月27日から12月25日

園児の保護者を対象に無料乗車券を配布し、以下の利用がありました。

【広谷保育所】18名

【上下保育所】5名

【府中一上下線】

- ・クリスマスデコレーション企画

実施日 : 12月3日

実施団体: 府中市立上下保育所(上下町上下)

バス運行期間: 12月3日から12月25日

○備後国府祭りにおける循環バス臨時運行を実施

令和元年7月20日(土)に開催された備後国府祭りにあわせ、循環バス右まわりを通常の運行終了時刻16時40分から21時15分まで、7便増便した。

(4) 福塩線による観光列車の実施(網形成計画施策: 3、12)

福塩線の利用促進と全線開通80周年を記念した観光列車を福塩線対策協議会により福山一三次駅間で実施。

・実施日 令和元年5月26日(日)

・運行区間 福山一三次(往復)

・所要時間 10:21~16:03(5時間45分程度)

・定員 80名

・イベント 地元のワイン、食事の提供 クイズ大会の実施など

・実施主体 福塩線対策協議会

予約期限までに定員いっぱいの80名の応募があり、参加者アンケートでは回収65名中62名の方が「大変満足」「満足」「やや満足」と回答しました。

(5) 交通結節点等の環境整備（網形成計画施策：8-1）（未完）

手狭なロータリー、駐車場不足等の課題がある府中駅前周辺を整備し利便性向上を図る取組については、令和元年度から策定中の「府中市グランドデザイン」において方向性を検討中。

(6) 効率的なバス路線の見直し実施（網形成計画施策：5）（未完）

南宮台団地線と栗柄線の2系統を統合し、利便性向上や効率化について検討する取組について、交通事業者と実施の方向性について協議。現在ルート、運行時間等について案を作成中。

(7) ノーマイカーデーの実施（網形成計画施策：14）（未完）

庁内の人事、健康及び環境部局と意見交換を実施。対象者や方法、指標値等について協議。

(8) 広島空港を結ぶ高速アクセスの検討（網形成計画施策：2）（調査中）

府中市から広島空港まで路線バスの乗り継ぎが必要となる現況を解消するアクセス手段の検討については、広島空港定額タクシーの利用状況について、市内タクシー事業者に対し聞き取りを実施。移動ニーズ等について調査中。

(9) わかりやすい交通情報等の提供（網形成計画施策：4）（調査中）

「標準的なバス情報フォーマット利活用セミナー」（令和元年8月28日開催）に参加し、インターネットによるバスの乗り継ぎ、経路検索の必要性について研究した。

(10) 交通系 IC カードの取組（網形成計画施策：7）

○路線バス運賃の IC 決済化

- ・ 開始日 令和元年10月28日（土）
- ・ 事業者 株式会社中国バス
- ・ 路線 ぐるっとバス（左まわり）
- ・ 特記 市内全路線バスにおいて、IC カード支払いが可能となった。

○タクシー運賃の IC 決済化

- ・ 開始日 令和 2 年 4 月 1 6 日 (木)
- ・ 事業者 アシナトランジット

路線バス、タクシー車両など、交通系 IC カードの利用範囲は府中市内に於いて拡大しつつあります。

(1 1) 市街地循環バスの乗車運賃制度の取組み
(網形成計画施策 : 6) (未実施)

(1 2) 地域の特色と連携した公共交通利用促進への取組
(網形成計画施策 : 13) (未実施)

(1 3) 利用者、乗務員に配慮した新型車両の導入 (網形成計画施策 : 15)
(未実施)

第 2 号議案 令和元年度決算報告

令和元年度決算

歳入

款	項	目	予算額	決算額	備考
負担金	負担金	負担金	221,000	221,000	府中市補助金
繰越金	繰越金	繰越金	150,395	150,395	前年度繰越金
諸収入	諸収入	諸収入	3	1	預金利息
計			371,398	371,396	

歳出

款	項	目	予算額	決算額	備考
運営費	会議費	会議費	192,800	119,260	協議会委員報酬
	事務費	事務費	20,000	12,250	切手等
事業費	事業費	事業費	100,000	11,684	ぐるっとバス デコレーションなど
予備費	予備費	予備費	58,598	0	
計			371,398	143,194	

収入総額 371,396 円 — 支出総額 143,194 円 = 228,202 円は、次年度に繰り越します。

会計監査報告

令和元年度府中市地域公共交通活性化協議会収支決算について監査を行った結果、関係諸帳簿は遺漏無く適正に処理されていたのでこれを報告します。

監査を実施した日 令和2年4月23日

監 事 中 村 一 夫 

監 事 山 根 剛 

第 3 号議案 令和 2 年度活動計画（案）

令和 2 年度活動計画（案）

公共交通の利便性が劣る典型的な地方都市である府中市において、生活バスの利用者は年々減少し、反面、公共交通を確保維持するための経費は増加傾向にあります。

府中市では都市機能を中心部へ集約し、それを公共交通ネットワークで接続することにより、広く市民の方に利用していただくことを目的として、ネットワーク型コンパクトシティを都市づくりの目標に掲げています。

府中市の中心部に位置するＪＲ府中駅と近接して整備した道の駅びんご府中を交通結節拠点として、鉄道・高速バスなどの広域交通と路線バス・循環バスを結びます。高齢者などの交通弱者や中山間地域の住民が、便利で安心な公共交通を利用し、今後も安心した生活が続けられるためにも引き続き公共交通の利便性向上を図ります。

1. 活性化協議会の開催

地域の実情に即した輸送サービスについて審議し決定するため、本協議会を適切かつ適正に開催し運営します。

今年度は第 1 回を含めて 4 回程度の開催を予定しています。

2. 公共交通の利便性向上と利用促進のために実施・検討する取組

（１）効率的なバス路線の見直し実施（網計画事業 5、12）（継続）

路線が近接している南宮台団地線と栗柄線を統合し、効率的な運行経路の構築に取り組みます。

（２）路線バスの利用意識向上に向けた取組（網形成計画施策：12）（継続）

府中一上下線のワンコインバス制度を継続実施します。路線バスの飾り付け企画等、年少者を対象とした公共交通の利用周知活動に取り組みます。また、小学生を対象とした出前講座等を開催します。

（３）ノーマイカーデーの取組（網形成計画施策：14）（継続）

普段、公共交通の利用が少ない働く世代を対象として、交通機関の利用促進、環境への配慮と健康推進を目的に、ノーマイカーデーの取組を試行します。

（４）福塩線による観光列車の実施（網形成計画施策：3）（継続）

福塩線の利用促進と府中市を始めとした備後圏域における広域観光を推進することを目的に、福塩線対策協議会、交通事業者と連携のうえ、観光列車等の運行を検討します。

（５）利用しやすい公共交通環境の整備（網形成計画施策：4、7、8）（継続）

利用者にとってわかりやすい交通情報やマップ等の整備を、交通事業者と連携して検討します。また、交通系 IC カードの導入や交通結節点の利用環境向上に向け、交通事業者と協議を進めて参ります。

（６）乗り継ぎ割引・企画乗車券等の整備（網形成計画施策：6、13）（継続）

循環バス２系統を乗り継ぐ際は同額の運賃が必要となる現状を見直し、乗り継ぎ券や１日券の整備について検討します。また、市街地の飲食店と循環バスが連携したクーポン券等により公共交通を利用して地域を楽しむ仕組み作りを検討します。

（７）広島空港アクセス整備の調査研究（網形成計画施策：2）（継続）

当市周辺から広島空港を乗り換えなしで結ぶ高速アクセスについて、地域の移動量やニーズを調査のうえ、実現について検討します。

（８）利用者、乗務員に配慮した新型車両の導入検討（網形成計画施策：15）（継続）

公共交通車両における乗務員の負担軽減、安全性の向上を目的とした技術や車両導入のための実態調査を図ります。

3. 情報通信技術を活用した次世代公共交通の取組

(1) 中須地区実証実験の継続実施

(網形成計画施策：9-2、11 将来施策：1、2)

中須地区で実証実験中の乗合タクシーについて、コロナウイルス感染状況を判断しながら、9月以降の実験延長を検討します。

現況の地域移動需要を検証することに留まらず、通信端末および予約配車システムを最大限に活用した取組を展開することで、次世代を見据えた地域公共交通の体系について調査、研究を実施します。

また、通信通信端末の活用については、交通分野での使用にとらわれることなく、災害情報の提供や他の有効な情報提供と連携しながら、利用拡大に向けた調査、検討を進めます。

第4号議案 令和2年度予算（案）

歳入

款	項	目	予算額	備考
負担金	負担金	負担金	371,000	府中市補助金
繰越金	繰越金	繰越金	228,202	前年度繰越金
諸収入	諸収入	諸収入	1	預金利息
計			599,203	

歳出

款	項	目	予算額	備考
運営費	会議費	会議費	192,800	協議会委員報酬 (4回)
	事務費	事務費	40,000	切手・色上質紙等
事業費	事業費	事業費	250,000	ぐるっとバス利用促進活動 材料・備品・報酬等
予備費	予備費	予備費	116,403	
計			599,203	

第5号議案 令和2年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）

＜提案概要＞

府中市循環バス（右まわり・左まわり）の運行計画や利用状況等について記載した「地域内フィーダー系統確保維持計画」を策定し、中国運輸局広島運輸支局へ提出する。

第5号議案 参考資料 参照

第6号議案 生活交通改善事業計画(案)

《提案概要》

高齢化社会の進展や障害者の社会進出への対応は重要な課題となっており、交通分野においても市民だれもが利用しやすいユニバーサルデザイン等の車両導入を推進する必要がある。とりわけ、タクシー事業にあっては対象者の利用も多く、早期の導入促進が望まれることから、「生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）」を策定する。

第6号議案 参考資料 参照

第 7 号議案 府中市地域公共交通活性化協議会規約改正（案）

《提案概要》

令和 2 年 1 月 23 日に開催した令和元年度第 5 回府中市地域公共交通活性化協議会において、地域の活性化を目的とした団体「協和元気センター」による公共交通空白地有償運送の実施が承認された。今後、本協議会において自家用有償旅客運送に関する事柄を審議するとともに、自家用有償旅客運送を実施する団体の代表が本協議会に委員として加入できるよう、規約を改正する。

第 7 号議案 参考資料 参照

報告事項

交通事業者に対しマスクを提供する取組について

【概要と目的】

新型コロナウイルスの世界的な流行に対し、交通事業者の感染リスクを低減させ府中市内に於ける移動手段を確保することは、重要な課題である。協議会事務局は、4月末に各事業者へ電話による聞き取り調査を実施したところ、衛生用品の確保に苦慮している現状を把握した。よって協議会予算に於いて入手可能な範囲での取組としてマスクを購入し、市内の交通従事者へ提供を実施した。

【活動根拠】

協議会規則第3条(6)より「地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項」と判断し、取組を実施した。

【物品】

不織布マスク 1,400枚

【提供日】

令和2年5月13日(水)

【対象事業者・枚数】

株 式 会 社 中 国 バ ス	府中営業所	350枚
西日本旅客鉄道株式会社	府 中 駅	100枚
アシナトランジット株式会社	府中営業所	500枚
中 国 タ ク シ ー 株 式 会 社	〃	300枚
エクシードタクシー有限会社	上下営業所	100枚
昭 和 タ ク シ ー 有 限 会 社	〃	50枚

【予算】

府中市地域公共交通活性化協議会 予備費・・・77,000円

第1号議案参考資料

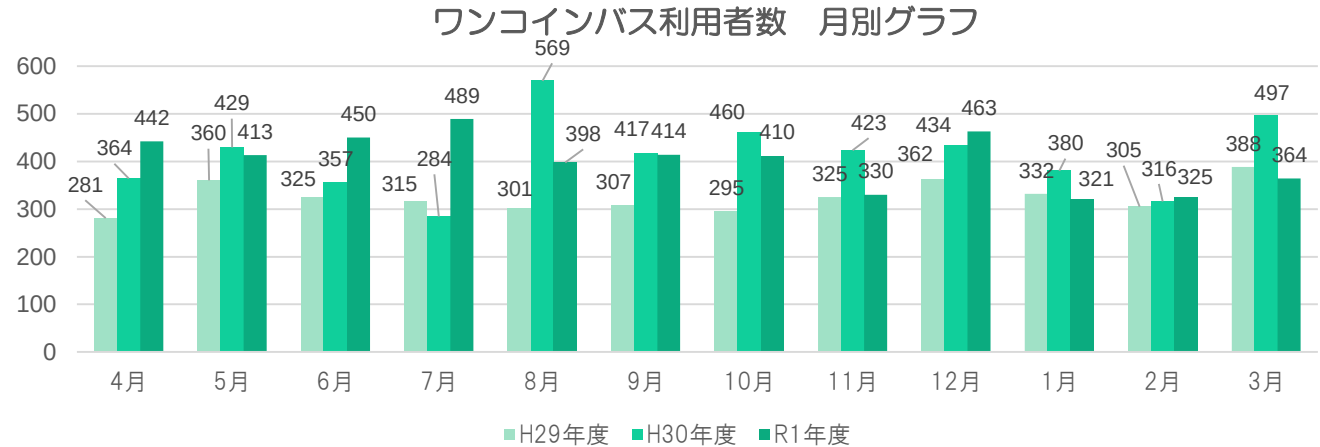
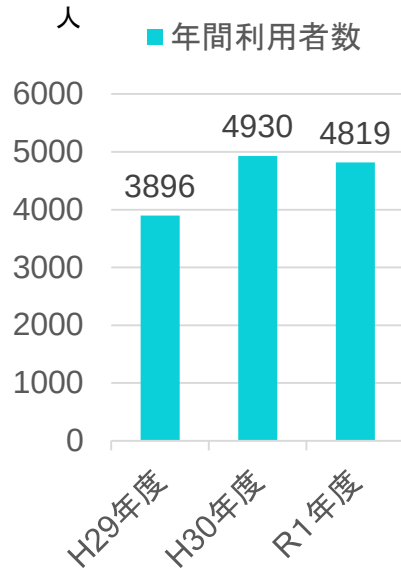
令和2年度第1回 府中市地域公共交通活性化協議会

府中—上下線・循環バス
利用者データ

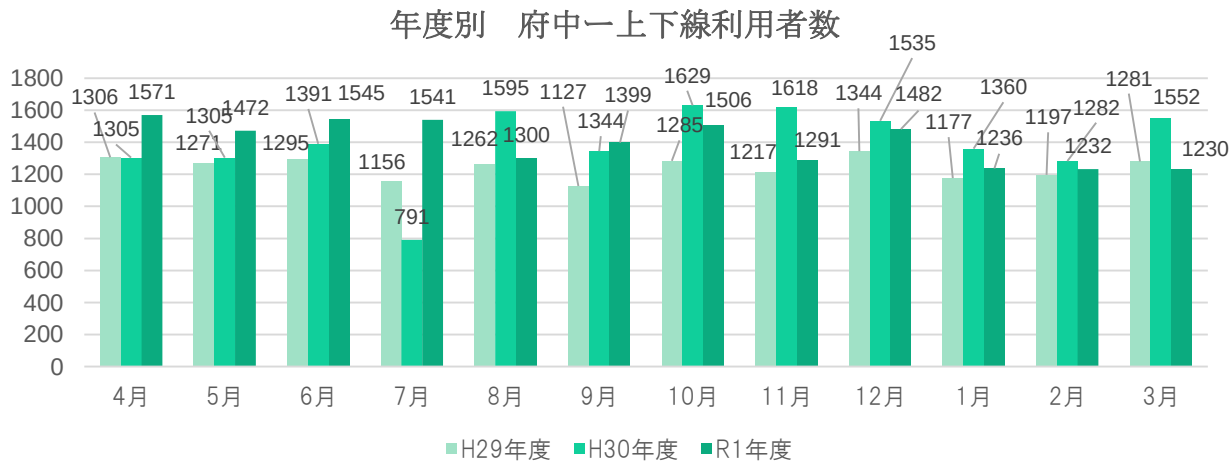
令和2年5月（書面開催）

府中一上下線

○ワンコインバス制度利用実績（人数は延べ利用者数）



※平均利用者 平成29年度:325人／月 平成30年度:411人／月 令和元年度:401人／月



令和元年度は昨年度比111人の減少となりましたが、平成30年度は西日本豪雨による福塩線運行見合わせの影響もあり、利用者が通常以上に増加したものと考えられます。

平成29年度と比較した場合、利用の定着が見られます。

循環バス

〇ぐるっとバス(右まわり)実績

平成29年度	利用人数	平成30年度	利用人数	令和元年度	利用人数
4月	1,625	4月	1,302	4月	1,319
5月	1,685	5月	1,197	5月	1,342
6月	1,742	6月	1,364	6月	1,482
7月	1,736	7月	1,050	7月	1,534
8月	1,757	8月	1,232	8月	1,523
9月	1,524	9月	1,192	9月	1,339
10月	1,602	10月	1,456	10月	1,427
11月	1,494	11月	1,205	11月	1,474
12月	1,422	12月	1,278	12月	1,385
1月	1,138	1月	1,162	1月	1,249
2月	1,103	2月	1,136	2月	1,127
3月	1,289	3月	1,256	3月	1,156
合計	18,117	合計	14,830	合計	16,357

平成29年10月の左まわり便運行開始によって平成30年は利用者の減少が見られましたが、現在は回復基調にあります。

※平均利用者 平成29年度:1,510人／月 平成30年度:1,236人／月 令和元年度:1,363人／月

〇ぐるっとバス(左まわり)実績

平成29年度	利用人数	平成30年度	利用人数	令和元年度	利用人数
4月		4月	730	4月	585
5月		5月	644	5月	829
6月		6月	709	6月	802
7月		7月	709	7月	1,040
8月		8月	829	8月	974
9月		9月	755	9月	887
10月	779	10月	802	10月	925
11月	645	11月	741	11月	967
12月	849	12月	714	12月	903
1月	577	1月	590	1月	837
2月	685	2月	601	2月	857
3月	780	3月	712	3月	908
合計	4,315	合計	8,536	合計	10,514

左まわり便の利用者は1年間で約2,000人増加しました。利用者が減少する傾向にある冬季も大きな減少は見られず、新型車両の投入等による利便性向上の効果と考えられます。

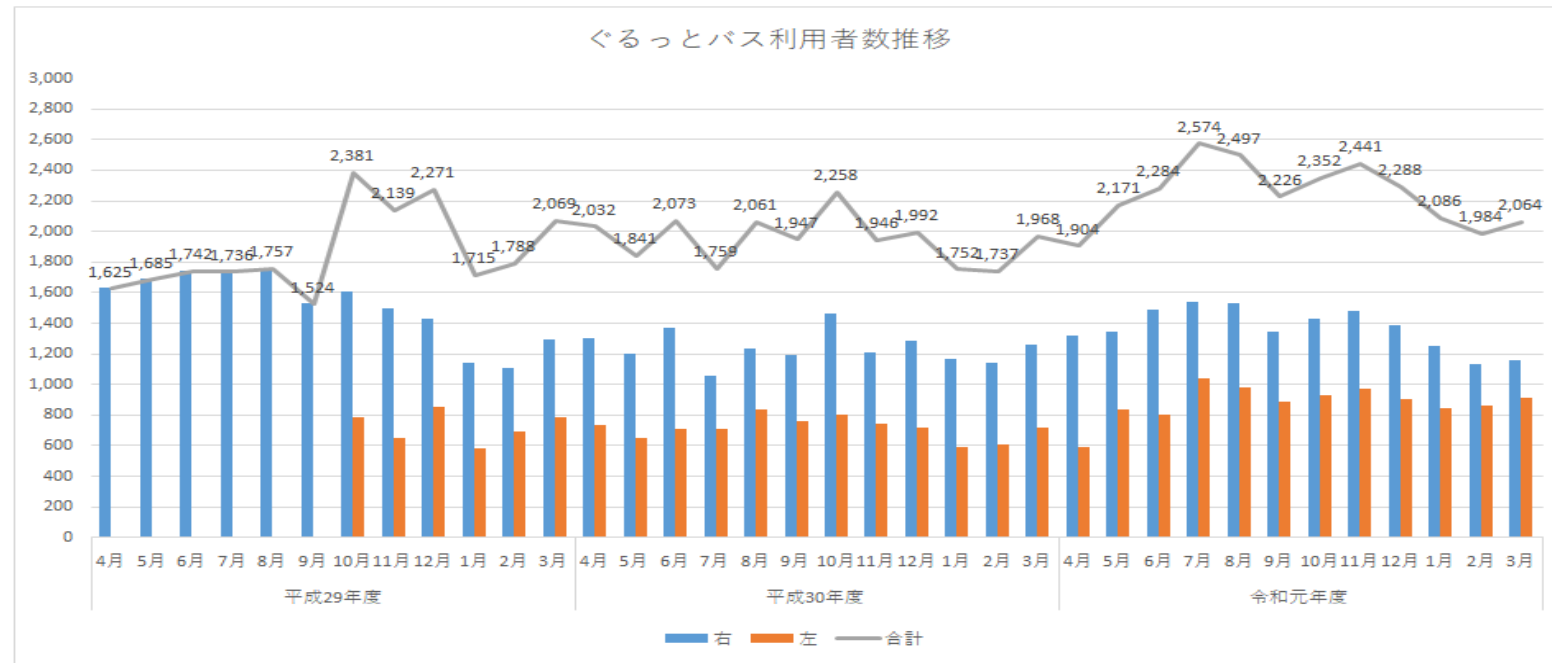
※平均利用者 平成29年度:719人／月 平成30年度:714人／月 令和元年度:876人／月

〇ぐるっとバス(合計)実績

平成29年度	利用人数	平成30年度	利用人数	令和元年度	利用人数
4月	1,625	4月	2,032	4月	1,904
5月	1,685	5月	1,841	5月	2,171
6月	1,742	6月	2,073	6月	2,284
7月	1,736	7月	1,759	7月	2,574
8月	1,757	8月	2,061	8月	2,497
9月	1,524	9月	1,947	9月	2,226
10月	2,381	10月	2,258	10月	2,352
11月	2,139	11月	1,946	11月	2,441
12月	2,271	12月	1,992	12月	2,288
1月	1,715	1月	1,752	1月	2,086
2月	1,788	2月	1,737	2月	1,984
3月	2,069	3月	1,968	3月	2,064
合計	22,432	合計	23,366	合計	26,871

平成29年10月の左まわり運行開始以来、循環バスの利用者は右まわり、左まわりともに増加傾向にあります。

※平均利用者 平成29年度:1,869人／月 平成30年度:1,947人／月 令和元年度:2,239人／月



地域内フィーダー系統確保維持計画

- 計画期間 令和3年度から令和5年度
- 地域内フィーダー系統確保維持計画の名称
「府中市地域内フィーダー系統確保維持計画」

本計画は、府中ぐるっとバス（右・左）について運行計画を策定し、広島運輸支局へ提出するものです。

1 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

府中市は、平地部、中山間部を含む多様な地域特性を有しており、居住する集落北部では人口減少の傾向が著しく、高齢化率も非常に高い状況となっている。

本市の公共交通の状況は、幹線的な交通機関として、旧府中市と旧上下町の中心部を結ぶJR福塩線、路線バスが運行しており、特にその中心を担う路線バスについては、民間バス事業者が撤退した路線を本市が引き継ぎ、廃止代替バスとして事業者へ委託し運行している路線が大半となっている。そのため事業の採算性は低く、その支出が市にとって大きな負担となっている。

一方、合併による生活圏域の拡大や中核市と隣接した地域性に伴い住民の移動ニーズは多様化しており、個々の地域の置かれた状況に応じた効果的で効率的な公共交通サービスを講じていくとともに、生活交通サービスの地域格差の解消が求められている。

こうした課題を踏まえ、平成19年度において「府中市生活交通再編計画」を策定し、生活交通の現状と問題点、生活交通に係わる住民ニーズ等を把握したうえで、乗合バスの運行再編、スクールバス及び福祉移送サービスの体系の見直し等、生活交通対策のあり方について検討を行った。

この計画の成果を踏まえ、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「府中市公共交通総合連携計画」を策定し、旧上下町地域のデマンドタクシー運行や市街地循環バスの運行の実施に至った。また、今後の社会情勢の変化にも対応するため、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業）を活用して平成25年度に改訂を行い、高齢化や交通空白地域解消に向けた交通資源の適正配分の検討や、府中市都市計画マスタープランと連携した生活中心市街地の賑わい創出のため、周辺地域と中心市街地の公共交通の位置付けを明確にした。

平成31年度には、域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業）活用による「府中市地域公共交通網形成計画」を策定し、ネットワーク型のコンパクトシティの実現を目指して策定した「府中市立地適正化計画」に示す居住誘導区域内における公共交通や周辺地域と都市機能誘導区域である中心市街地とを結ぶ公共交通について検討し、まちづくりと連携した持続可能な公共交通のあり方について整理した。

＜府中市市街地循環バス＞

交通結節点を中心とした交通体系を構築するとともに、利用実態・バス運行希望の多い医療機関・商業施設等が集積する市街地移動サービスの充実を図る必要がある。

平成22年度、地域公共交通活性化・再生総合事業による支援を受け、実証運行を実施して平成23年4月から本格運行に移行した。その後、将来的に継続可能な公共交通を確保していくために地域公共交通確保維持事業を活用している。平成28年10月には道の駅びんご府中が供用開始され、新たな交通結節点として市街地循環バスをはじめとして、市内路線バスの路線再編を行ったこ

とにより、利便性の向上を図った。また、市街地内の交通空白地域の解消および市街地内移動の利便性を向上させることで、高齢者の外出機会の創出を目的として、平成29年10月から6ヶ月間市街地循環バスの逆まわり便の実証実験を行い、府中市地域公共交通活性化協議会において検証し、平成30年4月から本格運行に移行した。

2 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

令和2年度以降も利便性の向上（日常生活行動に合致したダイヤの設定、JR、幹線路線バスとの乗り継ぎ改善、既存の交通空白地域や個別施設への乗り入れ等）に配慮した目標とする。

【市街地循環バス】

○JR 府中駅や地域幹線バス路線への乗り継ぎに適したダイヤの設定

右まわり便は1日13便1周約35分の運行、左まわり便は1日11便1周約42分の運行により、JRや地域幹線バス路線への乗継も利用者に分かり易い運行ダイヤの設定となる。

○利用促進対策

市街地循環バスの利用を促すための積極的な利用促進対策を行う。

○利用状況に応じた運行曜日及び運行便数の設定

利用の多い医療機関、商業施設などの付近に停留所を設け、利用頻度の多い運行曜日（月～土曜日）および時間帯（8:00～16:00）を設定し、運行時間も概ね40分から50分間隔での運行とする。

○運行利用者の設定

運行事業者、沿線地域の町内会組織、商業関係者等と連携を密にし、対前年比1便（1循環）あたりの平均利用者数の増加に努める。

左まわり便においては、実証実験での利用者数の維持・増加に努める。

【右まわり便】

（現状：令和元年度） 4.2人 ⇒ （目標：令和5年度） 4.7人

【左まわり便】

（現状：令和元年度） 2.9人 ⇒ （目標：令和5年度） 3.7人

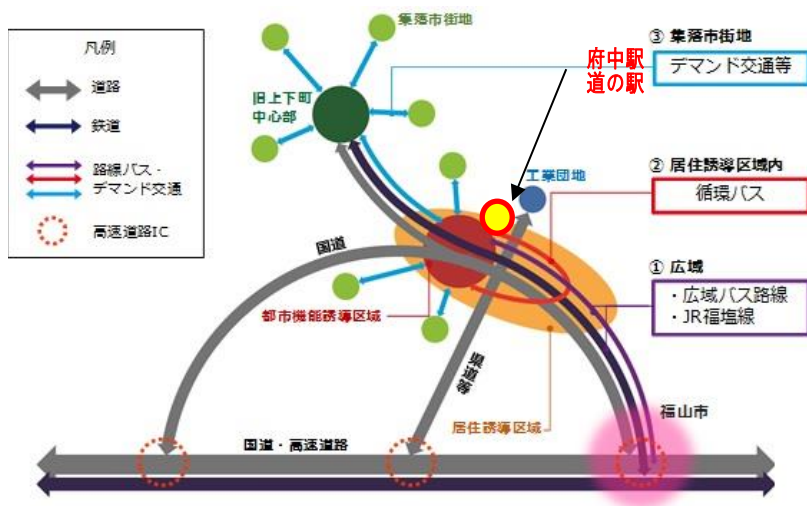
昨年度の利用実績に基づき以下の目標値で利用者数を設定します。

【評価指標と目標値】

路線	評価指標	現状値 (R1)	目標値	備考
市街地循環バス 【右まわり便】	利用者数	15,957人/年 (H30.10～R1.9)	令和3年度 17,000人/年	
			令和4年度 17,500人/年	
			令和5年度 18,000人/年	
市街地循環バス 【左まわり便】	利用者数	9,283人/年 (H30.10～R1.9)	令和3年度 11,000人/年	
			令和4年度 11,500人/年	
			令和5年度 12,000人/年	

【効果】

J R府中駅、道の駅の交通結節機能の強化により、地域内の移動の利便性向上を図り、公共交通空白地域の削減、乗継に適したダイヤ設定を行い、地域特性・利用者特性に応じた多様な地域内移動サービスが確保できる。



3 2の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

利用者の目線に沿った便利で分かりやすい交通ネットワークの構築を図るため、その中核的役割を担う市街地循環便の充実を行政・事業者・住民協働で進める。

○JR府中駅や地域幹線バス路線への乗り継ぎに適したダイヤの設定

平成28年10月に供用開始した道の駅びんご府中を交通結節点として、高速バス等の広域路線や、集落部と接続する地域路線バスとの乗継をスムーズに行えるよう、ダイヤ設定を実施する。

○利用促進対策

季節ごとの車内ラッピングやイベントなど、幅広い世代が気軽に利用したくなる環境を整える。バスロケーションシステムやスマートフォン等の情報端末により、快適なバスの待ち合い環境を整える。平成29年11月から沿線に立地する食品スーパーとの共同企画として、スタンプカードを発行し、乗車に応じて割引券等の配布を利用促進イベントとして実施している。

○利用状況に応じた運行曜日及び運行便数の設定

商業施設等への利用頻度を見ながら、日曜日・祝日の運行についても検討する。

○運行利用者の設定

定期的に地域住民から各町内会単位での意見交換会を行い、利用者ニーズに応じて利用促進策を検討する。

4 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

- ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

- ・運送予定者事業者の選定に当たっての判断理由

地域の需要に応じた乗合運送サービスの実施や、これまでの実証運行での実績等総合的に判断のうえ決定した。

(市街地循環バスの概要)

- 市街地循環バス

【右まわり】

運行時間、便数、運休日に
変更点はありません。

実車 35 分、待機 5 分（第 1 便：8 時府中市役所発）
サービス提供時間：8 時～16 時 35 分（8 時間 35 分）
運休日：日祝、12 / 29～1 / 3 運休

【左まわり】

実車 42 分、待機 8 分（第 1 便：7 時 45 分府中市役所発）
サービス提供時間：7 時 45 分～16 時 47 分（9 時間 2 分）
運休日：日祝、12 / 29～1 / 3 運休

5 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

- ・市街地循環バスに係る市補助金は、総事業費から国の補助金を除いた額以下とする。

6 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

- ・株式会社中国バス

7 補助金の交付を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法

- ・運行事業者補助のため記載なし

8 別表 1 及び別表 3 の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

- ・地域内フィーダー系統確保維持計画のため記載なし

9 別表 1 及び別表 3 の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

- ・地域内フィーダー系統確保維持計画のため記載なし

10 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

- ・地域内フィーダー系統確保維持計画のため記載なし

11 外客来訪促進計画との整合性

- ・該当なし

1 2 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

- ・補助金交付要綱「表 5」を添付

車両に対して国庫補助を受ける関係上、令和元年 10 月に導入した新規車両について記載しています。
(13、14 項)

1 3 車両の取得に係る目的・必要性

市街地循環バス【左まわり】は、平成 29 年 10 月から実証実験を行い、府中市地域公共交通活性化協議会において検証したのち平成 30 年 4 月から本格運行を開始したところであるが、実証実験で使用したワンボックス車両の継続利用によりステップ等が改善されておらず、高齢者の乗降に支障をきたしていた。よって令和 2 年度から安全性・利便性の向上のため新たな車両を導入した。また、ステップ等が整備された車両を導入することにより、高齢者等の運転免許を持たない交通弱者の円滑な移動が可能となり、更なる使用促進に寄与することとなった。

1 4 車両の取得に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

令和 2 年度 ワンボックス車両 1 台購入（購入済）

車両乗降時に低い位置からステップが出ることにより足腰の弱い高齢者等が安心・安全に利用でき、利便性の向上となることから、市街地循環バス【左まわり】利用者数を 3.7 人／1 便（令和 5 年度）とする。

(2) 事業の効果

足腰の弱い高齢者が利用することにより、運転免許を持たない交通弱者の円滑な移動が可能となり、高齢者等の自立した生活をサポートする。

1 5 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者

- ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金要綱「表 6」添付

1 6 老朽車両の代替による費用の減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

- ・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けないため記載なし

1 7 協議会の開催状況と主な議論

平成 20 年 2 月 1 日に道路運送法の規定に基づき、地域における必要に応じた公共交通の利便の増進を図り、更に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に沿った法定協議会機能を付加した「府中市地域公共交通活性化協議会」を設置しました。

協議会設置後これまで 50 回開催しました。具体的な開催状況及び協議内容は下記のとおりです。

○府中市地域公共交通活性化協議会開催状況

平成20年3月25日	「府中市地域公共交通活性化協議会規約、府中市地域公共交通総合連携計画策定など」
平成20年5月19日	「府中市地域公共交通総合連携計画策定支援に係るコンサル選定分科会 の設置など」
平成20年12月25日	「府中市地域公共交通総合連携計画素案など」
平成21年2月25日	「府中市地域公共交通総合連携計画、地域公共交通活性化・再生総合事業など」
平成21年3月25日	「地域公共交通活性化・再生総合事業、平成20年度事業報告及び決算見込、平成21年度予算案など」
平成21年6月24日	「事業計画、廃止代替路線の運行計画の変更など」
平成21年8月26日	「地域意見交換会中間報告、府中市市街地循環バス試験運行計画(案)など」
平成21年12月25日	「平成22年度試験運行計画、デマンド型乗合タクシー試験運行業務の委託事業者の選定及び市街地循環便試験運行業務の委託事業者の決定など」
平成22年2月18日	「府中市地域公共交通総合連携計画の変更、地域公共交通活性化・再生総合事業計画の策定、平成21年度事業報告及び決算見込み、平成22年度予算案など」
平成22年7月21日	「デマンド型乗合タクシー・市街地循環バス運行計画変更案と本格運行及び運行业者の選定、市街地循環バス路線の愛称募集など」
平成22年8月25日	「市街地循環バス運行計画など」
平成22年12月20日	「地域公共交通活性化・再生総合事業（計画事業）に関する事後評価など」
平成23年2月22日	「市街地循環バスダイヤ改正、平成22年度事業報告及び決算見込み、平成23年度予算案など」
平成23年5月30日	「デマンド型乗合タクシー試験運行計画案、バス運行委託路線の経路変更など」
平成23年6月20日	「デマンド型乗合タクシー試験運行変更計画案」など
平成24年1月25日	「平成24～26年度生活交通ネットワーク計画」など
平成24年7月2日	「平成25～27年度生活交通ネットワーク計画」など
平成25年3月22日	「平成24年度事業報告及び決算見込み、平成25年度事業計画及び予算案」など
平成25年8月5日	「地域公共交通総合連携計画策定調査業務について」など
平成26年2月25日	「府中市地域公共交通総合連携計画の改正」など
平成26年3月25日	「府中市地域公共交通総合連携計画の改正」など
平成26年6月24日	「事業報告及び決算報告」「事業計画及び予算案」「生活交通ネットワーク計画」など
平成26年9月12日	「庄原市営バス」の府中市内継続運行について
平成26年12月17日	「会長選出」について など
平成27年6月24日	「事業報告及び決算報告」「事業計画及び予算案」「地域内フィーダー系統確保維持計画」など
平成27年12月24日	「平成27年度地域公共交通確保維持改善事業 事業評価」について
平成28年1月4日	「市街地循環型バスの運行ルート変更、生活交通改善事業計画」について
平成28年3月16日	「道の駅、市民病院整備に伴うバス路線の再編」について など
平成28年5月20日	「事業報告及び決算報告」「事業計画及び予算案」「地域内フィーダー系統確保維持計画」「生活交通改善事業計画」など
平成28年8月22日	「協議会規約改正」「市街地循環バスの路線変更」
平成28年10月17日	「地域内フィーダー系統確保維持計画変更申請」
平成29年1月11日	「平成28年度地域公共交通確保維持改善事業事業評価」について
平成29年1月30日	「バス路線の廃止」「デマンド型乗合タクシーの運行」
平成29年5月22日	「事業報告及び決算報告」「事業計画及び予算案」「地域内フィーダー系統確保維持計画」など
平成29年8月21日	「市街地循環バスの新規ルートの実証実験」「バス路線の再編など」について
平成29年9月15日	「庄原市営バスの府中市内継続運行」について

平成30年1月11日	「協議会規約改正」「平成29年度地域公共交通確保維持改善事業 事業評価」について
平成30年2月6日	「市街地循環バス（左まわり）の本格運行実施」「デマンド型乗合タクシーの区域変更」について
平成30年5月30日	「事業報告及び決算報告」「事業計画及び予算案」「地域内フィーダー系統確保維持計画」など
平成30年7月31日	「バス路線の再編」「府中市地域公共交通網形成計画」について
平成30年9月25日	「生活交通改善事業計画」について
平成30年11月30日	「府中市地域公共交通網形成計画」について
平成31年1月24日	「府中市地域公共交通網形成計画」「平成30年度地域公共交通確保維持改善事業、事業評価」の実施
平成31年3月15日	「生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）」「府中市地域公共交通網形成計画」について
令和元年5月27日	「事業報告及び決算報告」「事業計画及び予算案」「地域内フィーダー系統確保維持計画」など
令和元年8月5日	「デマンド型乗合タクシー実証実験」「市街地循環バスの新規車両取得に係るバリアフリー基準適用除外認定申請」について
令和元年9月6日	「地域内フィーダー系統確保維持計画変更申請」について
令和2年1月6日	「地域内フィーダー系統確保維持計画事業評価」について
令和2年1月23日	「デマンド型乗合タクシー実証実験」「自家用有償旅客運送の実施」について
令和2年5月 日	「事業報告及び決算報告」「事業計画及び予算案」「地域内フィーダー系統確保維持計画」など
令和2年度 3回程度	「事業実施協議」など
令和3年度 5回程度	「事業報告及び決算報告」「事業計画及び予算案」「地域内フィーダー系統確保維持計画」など

18 利用者等の意見の反映状況

○平成19年度府中市生活交通再編計画策定に当たり、アンケート及びヒアリング調査を行った。その他、市街地循環バスの運行に際して乗降調査を行った。

【試験運行時の乗降調査実施時期】 平成22年4～8月

【本格運行時の乗降調査実施時期】 平成22年11月、平成23年2月・4月

【今後の調査予定】 利用促進イベントに乗降調査を実施する。

【主な利用者の意見と対応】

路線バスの起終点が多数あり系統が複雑となっていることから、利用者がわかりにくいという意見や、医療機関・商業施設等が集積する市街地への移動サービスの充実を希望する意見が多かった。

これらの意見への対応として、交通結節点を中心とした放射状の交通体系とし、利用者に伝わりやすい交通体系を再構築した。その他、医療機関・商業施設等が集積する市街地への循環バスを導入することで、各方面からの乗継ぎが容易となり、利用目的に応じた効果的・効率的な生活交通サービスの充実を図った。

市街地循環バスの試験運行中に乗降調査を行い、乗車時間、運行ルート等の改善を図り、本格運行を開始した。本格運行開始後も利用者ニーズを調査するため乗降調査を行い、利用者の増加のための方策の確立に努める。

○平成２５年度府中市地域公共交通総合連携計画策定に当たり、アンケート調査を行った。

【調査時期】 平成２５年１０月

【調査対象】 市内全世帯から無作為に６，０００世帯を抽出

【回収数及び回収率】 回収数２，５３９、回収率４２．３％

【主な自由意見と対応策】

主要なバス路線である市街地循環バス「ぐるっとバス」については回答者の１２％が利用したことがあるとしており、満足度の項目では運行本数、乗車時間について高い満足度を得ている。他の項目もおおむね平均的な評価であるが、待合環境が良くないと評価されている。自由意見では高木、中須方面への延長を望む意見や、双方向での運行を望む声が多かった。このうち双方向の運行については、郊外路線の車両を循環便の一部として運行させて便数が確保できた後、実施に向けて検討することとした。

○平成２７年度中心市街地に対する住民意識アンケート調査を行った。

【調査時期】 平成２８年１月～２月

【調査対象】 市内全世帯から無作為に２，０００人を抽出

【回収数及び回収率】 回収数７８９、回収率３９．５％

【市街地市街地循環バスに対する意見】

市街地循環バスの「ぐるっとバス」については、利便性により満足している意見もあったが、さらなる充実の要望があった。要望内容は、中心部から若干離れているが市街地東部の中須町への運行延長を望む意見や、逆回りも運行させ双方向への移動を望む意見などがある。

このため、交通結節点となる道の駅が平成２８年１０月に完成することに合わせ、利便性の向上へ向けて検討することとした。

○平成２９年度府中市地域公共交通総合連携計画に基づき、現行の市街地循環バスの逆まわりを基調とし、加えて市街地内の交通空白地域解消を目的として、特に要望の多い本山町見晴団地、出口町を経由する路線の実証実験を行う際、該当町内会ヒアリング、乗降者調査を行った。

【実証実験前の町内会ヒアリング実施時期】 平成２９年６月

【実証実験時の乗降者調査実施時期】 平成２９年１０月～１１月

【実証実験時の町内会ヒアリング実施時期】 平成２９年１１月

【参加者及び利用者の意見と対応】

地元町内会からは運行に対して、評価する声は多かった。しかしながらルートに含まれていない施設への現行路線との乗り換え時に発生する運賃について不満があった。回数券の発行や一日乗車券の発行等、利用者目線に立った対策を検討する必要がある。

乗降者調査でも本格運行の実施の声は強く、日曜日・祝日の運行も希望する声があった。右まわり便と同様に沿線の観光施設や商業施設、図書館等の公共施設との共同企画等により、通院以外でも利用を促せる取り組みを行うことが必要である。

現行の右まわりと相互の利用促進を図るためにも、引き続き、利用者の声を聞いていく必要がある。

○平成３０年度 公共交通網形成計画策定に当たり、市内高校生及び市民アンケート調査を行った。

【高校生アンケート】

【調査時期】 平成３０年７月

【調査対象】 県立高校３校の１・２年生８０３人を対象

【回収数及び回収率】 回収数２４３、回収率３０．３％

公共交通への満足度として、「１日当たりの運行本数」「通勤・通学時間帯の運行本数」への不満の意見が多くなっている。また、「時刻表どおりの運行」では満足度が高くなっている。

【市民アンケート】

【調査時期】 平成３０年１０月

【調査対象】 市内全世帯から無作為に６，０００世帯を抽出

【回収数及び回収率】 １，５６３、回収率２６．１％

公共交通への満足度として、「バス乗降口の段差」への不満が高く、「バスの所要時間」「運転手のマナー」「利用者のマナー」の満足度は高くなっている。

19 協議会メンバーの構成

府中市地域公共交通活性化協議会委員名簿

団体名	役職名等	備 考
府中市	副市長	
府中市老人クラブ連合会	会長	
府中市町内会連合会	副会長	
府中市社会福祉協議会	会長	
西日本旅客鉄道(株)岡山支社	企画課長	
(株)中国バス	代表取締役	
中国タクシー(株)	代表取締役	
(一社)広島県タクシー協会	理事	
協和元気センター	〇〇	※
私鉄中国地方労働組合中国バス支部	府中分会長	
中国運輸局広島運輸支局	首席運輸企画専門官	
広島県	地域政策局地域力創造課長	
広島県	東部建設事務所長	
府中市	建設部長	
府中警察署	交通課長	
福山市立大学	教授	

※第1回協議会の承認後、委員委嘱が済み次第空欄を補正します。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 広島県府中市府川町315番地

(所 属) 府中市建設部都市デザイン課

(氏 名) 山田 圭太

(電 話) 0847-43-7159

(e-mail) tokei@city.fuchu.hiroshima.jp

市街地循環バス(府中ぐるっとバス)路線図

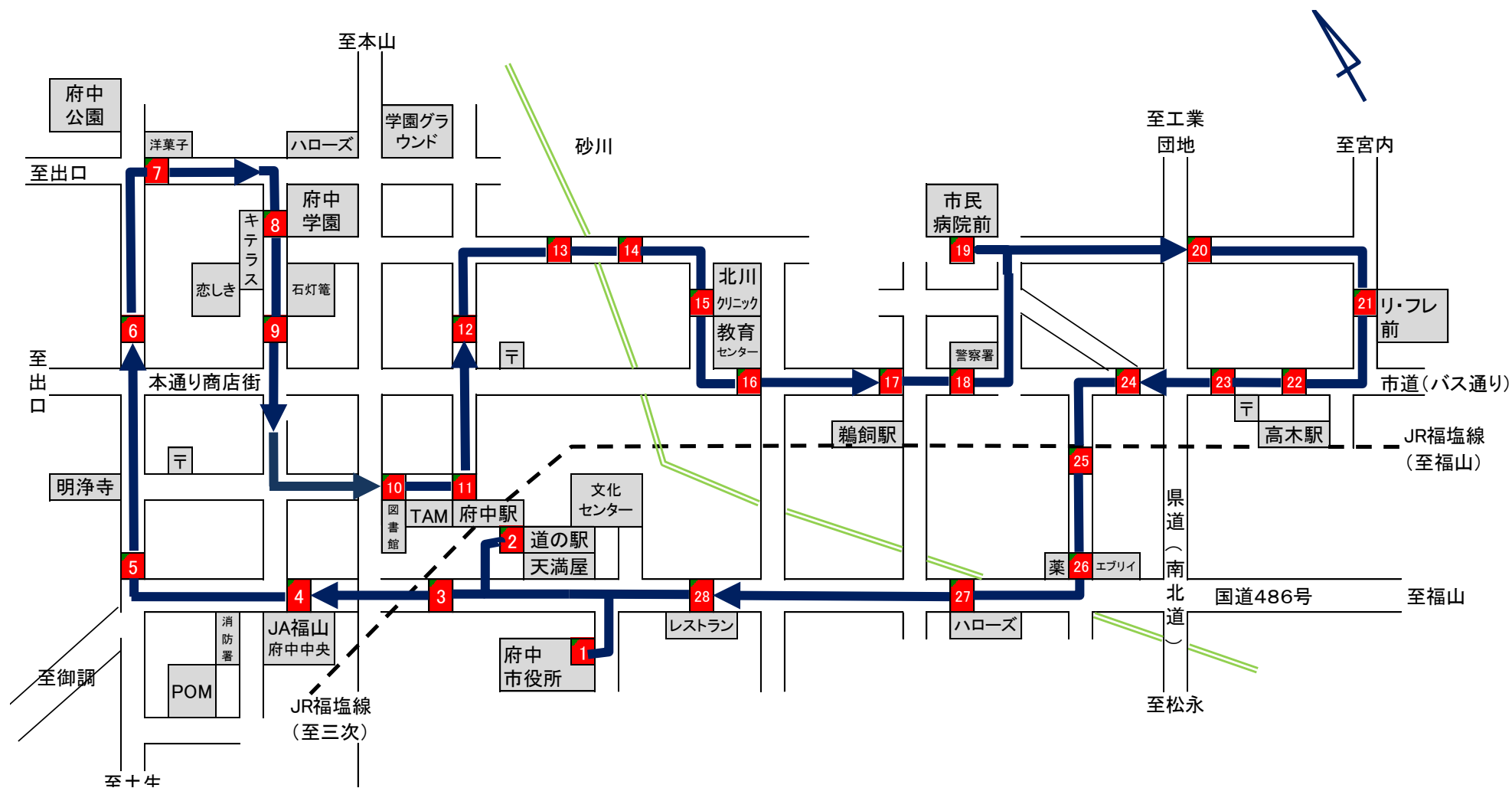
凡例

- 市街地循環バス(右まわり)
- 市街地循環バス(左まわり)
- 地域間幹線(府中福山線)



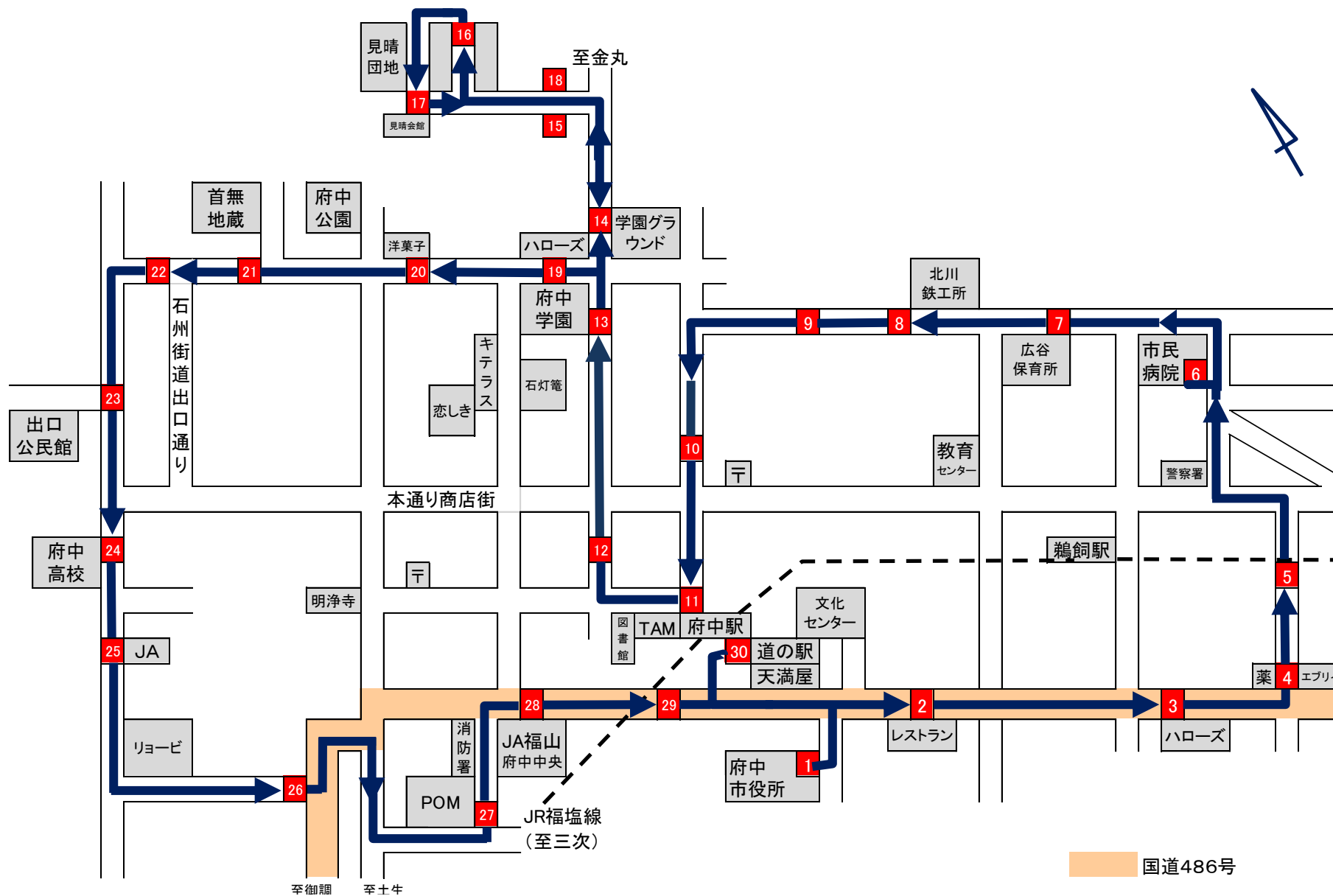
運行系統図

市街地循環バス「府中ぐるっとバス」右まわり



運行系統図

市街地循環バス「府中ぐるっとバス」左まわり



府中ぐるっとバス（市街地循環バス）右まわり 運行時刻表

（平成28年11月14日現在）

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
停留所名	府中市役所	道の駅 びんご府中	府川	府中 農協前	西町	辻町	府中公園 入口	府中学園 前	キテラス ふちゅう前	永井町	府中駅前	駅前元町	元町西	音無東	北川 クリニック前
運行時刻	8:00	8:02	8:04	8:05	8:06	8:07	8:08	8:09	8:10	8:12	8:12	8:13	8:13	8:14	8:15
	8:40	8:42	8:44	8:45	8:46	8:47	8:48	8:49	8:50	8:52	8:52	8:53	8:53	8:54	8:55
	9:20	9:22	9:24	9:25	9:26	9:27	9:28	9:29	9:30	9:32	9:32	9:33	9:33	9:34	9:35
	10:00	10:02	10:04	10:05	10:06	10:07	10:08	10:09	10:10	10:12	10:12	10:13	10:13	10:14	10:15
	10:40	10:42	10:44	10:45	10:46	10:47	10:48	10:49	10:50	10:52	10:52	10:53	10:53	10:54	10:55
	11:20	11:22	11:24	11:25	11:26	11:27	11:28	11:29	11:30	11:32	11:32	11:33	11:33	11:34	11:35
	12:00	12:02	12:04	12:05	12:06	12:07	12:08	12:09	12:10	12:12	12:12	12:13	12:13	12:14	12:15
	12:40	12:42	12:44	12:45	12:46	12:47	12:48	12:49	12:50	12:52	12:52	12:53	12:53	12:54	12:55
	13:20	13:22	13:24	13:25	13:26	13:27	13:28	13:29	13:30	13:32	13:32	13:33	13:33	13:34	13:35
	14:00	14:02	14:04	14:05	14:06	14:07	14:08	14:09	14:10	14:12	14:12	14:13	14:13	14:14	14:15
	14:40	14:42	14:44	14:45	14:46	14:47	14:48	14:49	14:50	14:52	14:52	14:53	14:53	14:54	14:55
	15:20	15:22	15:24	15:25	15:26	15:27	15:28	15:29	15:30	15:32	15:32	15:33	15:33	15:34	15:35
	16:00	16:02	16:04	16:05	16:06	16:07	16:08	16:09	16:10	16:12	16:12	16:13	16:13	16:14	16:15

	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	1
停留所名	元町東	鶴飼	府中 警察署前	府中市民 病院前	広谷	リ・フレ 前	高木	高木 郵便局西	臼井	府中 警察署東	高木橋東	高木橋西	薬師堂	府中 市役所(着)
運行時刻	8:16	8:17	8:18	8:20	8:21	8:23	8:25	8:25	8:26	8:28	8:29	8:30	8:31	8:35
	8:56	8:57	8:58	9:00	9:01	9:03	9:05	9:05	9:06	9:08	9:09	9:10	9:11	9:15
	9:36	9:37	9:38	9:40	9:41	9:43	9:45	9:45	9:46	9:48	9:49	9:50	9:51	9:55
	10:16	10:17	10:18	10:20	10:21	10:23	10:25	10:25	10:26	10:28	10:29	10:30	10:31	10:35
	10:56	10:57	10:58	11:00	11:01	11:03	11:05	11:05	11:06	11:08	11:09	11:10	11:11	11:15
	11:36	11:37	11:38	11:40	11:41	11:43	11:45	11:45	11:46	11:48	11:49	11:50	11:51	11:55
	12:16	12:17	12:18	12:20	12:21	12:23	12:25	12:25	12:26	12:28	12:29	12:30	12:31	12:35
	12:56	12:57	12:58	13:00	13:01	13:03	13:05	13:05	13:06	13:08	13:09	13:10	13:11	13:15
	13:36	13:37	13:38	13:40	13:41	13:43	13:45	13:45	13:46	13:48	13:49	13:50	13:51	13:55
	14:16	14:17	14:18	14:20	14:21	14:23	14:25	14:25	14:26	14:28	14:29	14:30	14:31	14:35
	14:56	14:57	14:58	15:00	15:01	15:03	15:05	15:05	15:06	15:08	15:09	15:10	15:11	15:15
	15:36	15:37	15:38	15:40	15:41	15:43	15:45	15:45	15:46	15:48	15:49	15:50	15:51	15:55
	16:16	16:17	16:18	16:20	16:21	16:23	16:25	16:25	16:26	16:28	16:29	16:30	16:31	16:35

運賃(1乗車につき)：おとな(中学生以上)150円 子ども(小学生)80円 小学生未満(保護者同伴必要)無料

運行日：月曜日～土曜日（12/29～1/3、祝日除く）

府中ぐるっとバス（市街地循環バス）左まわり 運行時刻表

（平成29年10月2日）

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
停留所名	府中市役所	薬師堂	高木橋西	高木橋東	府中警察署東	府中市民病院	広谷保育所	音無東	元町西	駅前元町	府中駅前	永井町	府中学園東	府中学園北	見晴団地入口	見晴コミュニティ入口
運行時刻	7:45	7:47	7:48	7:50	7:51	7:54	7:56	7:57	7:58	7:59	8:00	8:01	8:03	8:04	8:05	8:07
	8:35	8:37	8:38	8:40	8:41	8:44	8:46	8:47	8:48	8:49	8:50	8:51	8:53	8:54	8:55	8:57
	9:25	9:27	9:28	9:30	9:31	9:34	9:36	9:37	9:38	9:39	9:40	9:41	9:43	9:44	9:45	9:47
	10:15	10:17	10:18	10:20	10:21	10:24	10:26	10:27	10:28	10:29	10:30	10:31	10:33	10:34	10:35	10:37
	11:05	11:07	11:08	11:10	11:11	11:14	11:16	11:17	11:18	11:19	11:20	11:21	11:23	11:24	11:25	11:27
	11:55	11:57	11:58	12:00	12:01	12:04	12:06	12:07	12:08	12:09	12:10	12:11	12:13	12:14	12:15	12:17
	12:45	12:47	12:48	12:50	12:51	12:54	12:56	12:57	12:58	12:59	13:00	13:01	13:03	13:04	13:05	13:07
	13:35	13:37	13:38	13:40	13:41	13:44	13:46	13:47	13:48	13:49	13:50	13:51	13:53	13:54	13:55	13:57
	14:25	14:27	14:28	14:30	14:31	14:34	14:36	14:37	14:38	14:39	14:40	14:41	14:43	14:44	14:45	14:47
	15:15	15:17	15:18	15:20	15:21	15:24	15:26	15:27	15:28	15:29	15:30	15:31	15:33	15:34	15:35	15:37
	16:05	16:07	16:08	16:10	16:11	16:14	16:16	16:17	16:18	16:19	16:20	16:21	16:23	16:24	16:25	16:27

	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1
停留所名	見晴会館前	見晴団地入口	府中学園北	府中公園入口	首無地藏入口	三室橋	出口公民館前	府中高校前	JA岩谷	目崎下	POMこどもの国	JA府中中央	府川	道の駅びんご府中	府中市役所(着)
運行時刻	8:08	8:09	8:11	8:12	8:13	8:14	8:16	8:17	8:18	8:19	8:23	8:25	8:26	8:27	8:30
	8:58	8:59	9:01	9:02	9:03	9:04	9:06	9:07	9:08	9:09	9:13	9:15	9:16	9:17	9:20
	9:48	9:49	9:51	9:52	9:53	9:54	9:56	9:57	9:58	9:59	10:03	10:05	10:06	10:07	10:10
	10:38	10:39	10:41	10:42	10:43	10:44	10:46	10:47	10:48	10:49	10:53	10:55	10:56	10:57	11:00
	11:28	11:29	11:31	11:32	11:33	11:34	11:36	11:37	11:38	11:39	11:43	11:45	11:46	11:47	11:50
	12:18	12:19	12:21	12:22	12:23	12:24	12:26	12:27	12:28	12:29	12:33	12:35	12:36	12:37	12:40
	13:08	13:09	13:11	13:12	13:13	13:14	13:16	13:17	13:18	13:19	13:23	13:25	13:26	13:27	13:30
	13:58	13:59	14:01	14:02	14:03	14:04	14:06	14:07	14:08	14:09	14:13	14:15	14:16	14:17	14:20
	14:48	14:49	14:51	14:52	14:53	14:54	14:56	14:57	14:58	14:59	15:03	15:05	15:06	15:07	15:10
	15:38	15:39	15:41	15:42	15:43	15:44	15:46	15:47	15:48	15:49	15:53	15:55	15:56	15:57	16:00
	16:28	16:29	16:31	16:32	16:33	16:34	16:36	16:37	16:38	16:39	16:43	16:45	16:46	16:47	16:50

運賃(1乗車につき)：おとな(中学生以上)150円 こども(小学生)80円 小学生未満(保護者同伴必要)無料

運行日：月曜日～土曜日（12/29～1/3、祝日除く）

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

3年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
府中市	株式会社中国バス	(1) 市街地循環バス (右まわり便)	府中市役所	西町・ 府中学園前・ リフレ前	府中市役所	往 8.0km 循環	294日	3,822回		路線定期	①	・補助対象地域間幹線系統: 中国バス(府中線)に接続 ・バス停留所相互(府中駅前) ・乗り継ぎに適したダイヤ	③
	株式会社中国バス	(2) 市街地循環バス (左まわり便)	府中市役所	市民病院・ 見晴会館前・ 道の駅びんご 府中	府中市役所	往 9.9km 循環	294日	3,234回		路線定期	①	・補助対象地域間幹線系統: 中国バス(府中線)に接続 ・バス停留所相互(府中駅前) ・乗り継ぎに適したダイヤ	③
		(3)				往 km 復 km	日	回					
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

- (注)
- 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
 - 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 - 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
 - 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
 - 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
 - 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表6 車両の取得計画の概要(地域内フィーダー系統)

市区町村	バス事業者等名	申請 番号	運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車 定員	購入年月	再編 特例 措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ				
府中市	株式会社中国バス	1	() 市街地循環バス (左まわり便)	小型車両			11	R1.10		
		2	()							
		3	()							
		4	()							
		5	()							

(注)

1. 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載する。
4. 「購入年月」については、初年度については購入予定年月を記載すること。
5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

令和2年5月 日

本計画は車いすのままでも乗降が可能なバリアフリー仕様タクシーの導入計画について策定し、広島運輸支局へ提出するものです。

(名称) 府中市地域公共交通活性化協議会

(代表者名) 会長 渡邊 一成

1. 生活交通改善事業計画の名称

福祉タクシー導入計画

2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性

府中市においても高齢化社会の進展や障がい者の社会進出への対応が重要な課題である。

交通分野において、ユニバーサルデザイン等の福祉タクシー車両導入を推進することにより、市民だれもが公共交通を利用しやすい環境づくりが必要である。とりわけ、ドア・ツー・ドアでの運送を行うタクシー事業では、対象者の利用頻度も高く、早期の導入促進が望まれている。

また、府中市では高齢者及び障がい者向けにタクシー利用助成を行っており、福祉タクシー車両の増加はこの制度の基盤を補強するものである。

3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果

(1) 事業の目標

現在市内には7台の福祉タクシー車両が導入されている。

一方、国においては「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律」の基本方針において令和2年までに全国で約28,000台の福祉タクシーを導入することを目標とされている。

このため、府中市では、令和2年までに9台（対全国人口比）を目標に設定することとする。

(2) 事業の効果

福祉タクシーの導入を行い易くすることで市内の同車両数を増加させ、高齢者や障がい者が利用し易い環境が構築できる。

4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者

(1) 事業の内容

(内容) 令和2年3月までに実施予定

スロープ付タクシー車両（UDタクシー）の導入 (1台) : アシナトランジット(株)

スロープ付タクシー車両（UDタクシー）の導入 (1台) : 中国タクシー(株)

(実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について)

アシナトランジット株式会社 身体、知的、精神 各1割引

中国タクシー株式会社 身体、知的 各1割引 精神 設定無し

(実施事業者（補助対象事業者）における特定地域での減休車の状況について)

府中市は特定地域外

(2) 関連事項

<福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業>

該当なし

令和2年度はスロープ付きタクシーを2台導入する予定です。

導入に必要な費用に関する
負担者と割合の概算です

5. バリアフリー化設備等整備事業に関する費用の総額、負担者及びその負担額

令和2年度（当該年度）

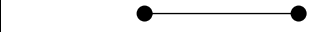
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
スロープ付タクシー車両の導入（アシナ）	3,500 千円	600 千円		100 千円	2,800 千円
	100%	17%		3%	80%
スロープ付タクシー車両の導入（中国）	3,300 千円	600 千円		100 千円	2,600 千円
	100%	18%		3%	79%
合 計	6,800 千円	1,200 千円		200 千円	5,400 千円
	100%	18%		3%	79%

※総事業費については見込み額を記載

6. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。

●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載。

事業の名称	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
スロープ付タクシー車両の導入（アシナ）	交付決定後着手 3月31日完了 											
スロープ付タクシー車両の導入（中国）	交付決定後着手 3月31日完了 											

7. 協議会の開催状況と主な議論

・令和2年5月 日 協議会書面開催にて当該計画について合意。

8. 利用者等の意見の反映

・（一社）広島県タクシー協会に対し、福祉タクシー車両の台数を増やして欲しいとの要望があった。

9. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	広島県地域政策局地域力創造課
関係市区町村	府中市
交通事業者・交通施設管理者等	西日本旅客鉄道(株)岡山支社、(株)中国バス、中国タクシー(株) (一社) 広島県タクシー協会東部支部、協和元気センター※ 広島県東部建設事務所、府中警察署、府中市建設部
地方運輸局	中国運輸局広島運輸支局
その他協議会が必要と認める者	福山市立大学教授、府中市老人クラブ連合会、府中市町内会連合会 府中市社会福祉協議会、私鉄中国地方労働組合中国バス支部

※第1回協議会の審議後、構成員について追記または修正のうえ中国運輸局へ提出します。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 府中市府川町315
(所 属) 府中市建設部都市デザイン課課
(氏 名) 山田 圭太
(電 話) 0847-43-7159
(e-mail) tokei@city.fuchu.hiroshima.jp

府中市地域公共交通活性化協議会規約

平成 20 年 2 月 1 日 制定

平成 31 年 4 月 1 日 改正

令和 2 年 月 日 改正

(目的)

第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、また、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために、府中市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第 2 条 協議会は、事務所を広島県府中市府川町 315 番地に置く。

(業務)

第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 網形成計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 網形成計画の実施に関すること。
- (3) 網形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関すること。
- (5) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 前 5 号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(協議会の委員)

第 4 条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 住民又は利用者代表
- (3) 鉄道事業者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者
- (5) 自家用有償旅客運送を実施する団体
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体
- (7) 中国運輸局広島運輸支局長又はその指名する者
- (8) 広島県知事又はその指名する者
- (9) 道路管理者
- (10) 府中警察署長又はその指名する者

(1 1) 学識経験者

(1 2) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員により新たな委員となった者の任期は、前任者の残存期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(組織)

第 6 条 協議会は、会長、副会長、監査委員及び委員（以下「委員等」という。）をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1 人

(2) 副会長 1 人

(3) 監査委員 2 人

3 会長、副会長及び監査委員は相互に兼ねることはできない。

(会長、副会長及び監査委員)

第 7 条 会長及び副会長は、委員の中から、これを選任する。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

4 監査委員は、協議会の出納監査を行い、結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第 8 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議決方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第 9 条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第 1 0 条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必

要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第11条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、府中市建設部都市デザイン課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、府中市からの負担金及び国からの補助金等をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第15条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、府中市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年府中市条例第30号）の例による。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年 月 日から施行する。

府中市地域公共交通活性化協議会規約改正（案）新旧対照表

（傍線部分は改正（案）部分）

改正案	現 行
（目的） 第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 1 9 年法律第 5 9 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、また、道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために、府中市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。 （事務所） 第 2 条 協議会は、事務所を広島県府中市府川町 3 1 5 番地に置く。 （業務） 第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の業務を行う。 （ 1 ） 網形成計画の策定及び変更の協議に関すること。 （ 2 ） 網形成計画の実施に関すること。	（目的） 第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 1 9 年法律第 5 9 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、また、道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために、府中市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。 （事務所） 第 2 条 協議会は、事務所を広島県府中市府川町 3 1 5 番地に置く。 （業務） 第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の業務を行う。 （ 1 ） 網形成計画の策定及び変更の協議に関すること。 （ 2 ） 網形成計画の実施に関すること。

(3) 網形成計画に位置づけられた事業の実施に関する こと。 (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、 運賃、料金等に関すること。 (5) <u>自家用有償旅客運送の必要性</u>及び旅客から収受 する対価に関すること。 (6) 前5号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達 成するために必要なこと。 (協議会の委員) 第4条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者とする。 (1) 市長又はその指名する者 (2) 住民又は利用者代表 (3) 鉄道事業者 (4) 一般旅客自動車運送事業者 <u>(5) 自家用有償旅客運送を実施する団体</u> <u>(6)</u> 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転 手が組織する団体 <u>(7)</u> 中国運輸局広島運輸支局長又はその指名する者 <u>(8)</u> 広島県知事又はその指名する者 <u>(9)</u> 道路管理者 <u>(10)</u> 府中警察署長又はその指名する者 <u>(11)</u> 学識経験者 <u>(12)</u> その他市長が必要と認める者 (略)	(3) 網形成計画に位置づけられた事業の実施に関する こと。 (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、 運賃、料金等に関すること。 (5) <u>市が運営する有償運送の必要性</u>及び旅客から収 受する対価に関すること。 (6) 前5号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達 成するために必要なこと。 (協議会の委員) 第4条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者とする。 (1) 市長又はその指名する者 (2) 住民又は利用者代表 (3) 鉄道事業者 (4) 一般旅客自動車運送事業者 <u>(5)</u> 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転 手が組織する団体 <u>(6)</u> 中国運輸局広島運輸支局長又はその指名する者 <u>(7)</u> 広島県知事又はその指名する者 <u>(8)</u> 道路管理者 <u>(9)</u> 府中警察署長又はその指名する者 <u>(10)</u> 学識経験者 <u>(11)</u> その他市長が必要と認める者 (略)
--	---